

広島県告示第五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によつて、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があつた。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の所在地	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を廃止した事業所の名称	所在地	の種類	名 称	主たる事務地所
						名称	
深川医療器株式会社	広島市西区工セントナリ四丁目一五番一七号	深川医療器株式会社	医療法人長久堂野村病院	広島市南区翠二丁目二二番三〇号	訪問介護事業	名 称	の主たる事務地所
深川医療器株式会社	広島市西区工セントナリ四丁目一五番一七号	深川医療器株式会社	医療法人長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁目一七番三〇号	訪問介護事業	名 称	の主たる事務地所
ア東広島	ア東広島	深川医療器株式会社ライフケ	デイサービスのむら	広島市安佐南区相田五丁目五番九一八号	訪問介護	年 月 日	の主たる事務地所
四一三二一一二〇	広島市佐伯区三宅一丁目四四	東広島市西条二番地一	東広島市西条二番地一	東広島市西条町土与丸四四	通所介護	年 月 日	の主たる事務地所
訪問介護	販売	特定福祉用具	福祉用具貸与	平成二一年一二月二九日	訪問介護	年 月 日	の主たる事務地所
日一二月三一年	平成二一年一二月二九日	平成二一年一二月二九日	平成二一年一二月二九日	平成二一年一二月一七年	平成二一年一二月五日	年 月 日	の主たる事務地所